

## 令和元年度第2回川口市緑化対策委員会議事概要

日 時 令和2年2月6日(木)

(開会:午後 2時00分 閉会:午後 3時50分)

会 場 鳩ヶ谷庁舎3階 305会議室

出席者 委員 ◎土屋 一彬 ○寺山 樹生 江村 薫  
加藤 智弘 會田 正行 桐山 洋一郎  
石川 千加子 布施 富美子 託摩 憲治  
加藤 良江 田村 真実 金園 祥彦  
上原 桂子  
(◎会長 ○副会長)

幹 事 技監兼都市計画部長 細萱 英也  
農政課長 安達 一広  
みどり課長 大塩 洋則  
公園課長 高木 圭二

開 会

会 長 挨 拶

幹 事 挨 拶(技監兼都市計画部長)

事 務 局 本日の出席状況(委員13名出席)を報告。  
「川口市緑化対策委員会条例」に基づき本会議の成立について宣言。  
会議録作成のため録音機の設置を報告、傍聴希望者はない旨の報告。  
配布資料の確認。  
条例の規定に基づき議事の進行を会長にお願いする。

議 長 議事録署名人に 布施委員 を指名。  
「議題(1) 報告事項、①保存樹木等の指定解除について ②保存樹木等維持管理経費補助制度について」事務局に説明を求める。

事 務 局 資料1に基づき、説明する。

議 長 ただいまの報告に対し質問等はあるか。  
質問なし。

議 長 次に「議題(1)、③川口市樹木管理指針の策定について」事務局に説明を

- 求める。
- 事務局 資料の報告事項③に基づき、説明する。
- 議長 ただいまの報告に対し質問等はあるか。意見聴取というよりは報告事項ということでよいか。
- 事務局 報告事項である。今後パブリックコメントも予定しているのでそちらでも広く意見聴取し策定していく。
- 委員 資料に示されているのは街路樹についての計画であるが、それ以外の項目はどのような計画か。公共施設を緑化する際には街路樹とちがい樹種の制約も比較的少ないため、川口らしい樹形を作ることができると思う。また、何年くらいを目途に策定するのか等計画の全体像を知りたい。
- 事務局 来年度以降街路樹以外の計画も作成していく。令和2年度は公園の樹木や保全緑地等の樹木の管理指針を作成する予定。
- 委員 では2年度で街路樹以外の樹木管理指針についてもおおまかな枠組みを街路樹とあわせて作成する予定ということか。
- 事務局 街路樹と公共施設等の樹木の管理の手法も異なるため、あわせて作成するということは考えていない。それぞれに適切な樹木の管理手法を来年度でかためる予定。
- 委員 街路樹の景観を整備するということは良いことだと思うが、資料1 保存樹木のケヤキの強剪定のような事例は景観を整備する上で望ましくないように感じる。街路樹とは別の話となるが、今後の課題として検討してほしい。
- 事務局 来年度の公共施設編でその点の検討をしっかりと行っていく。
- 議長 資料中の目指す街路樹像として川口らしさとあるが、計画に出てくる街路樹の樹種は一般的に用いられるものが多く、樹種の選択やその他の手法でより川口らしさを表現するような検討はあるか。
- 事務局 現段階で具体的な樹種までは決定していない。川口らしい樹種として例えば安行桜があるが、どこにでも植えられるわけではなく、地域ごとに適した樹種で川口らしい樹種があるかを今後ピックアップしていきたい。
- 議長 今回の樹木管理指針策定の背景として樹木が大きく育ちすぎてしまうということが大きな要因であると思うが、以前ハナミズキの10年間の生育調査をした際に、多くが枯れているという事例があった。そういった枯死の可能性も考慮して樹種ごとの植栽環境として適切か否か検討した方が長期的にみて望ましいように思う。
- 事務局 確かに樹木管理指針の策定委員会で検討する中でも、ハナミズキの生育が

芳しくないという話もあった。また植樹樹が小さ過ぎることや、地下水の関係で川口は根腐れしやすいという要因があるため、今後はそういう観点からも樹種の検討を進めていきたいと思う。

委員 街路樹の景観という観点から考えると、目につきやすい中低木の扱いが大事ではないか。中低木の定義や在り方の検討を今後進めてはどうか。

事務局 検討する。

委員 現在の川口の街路樹の樹種は全国で一般的に植栽されているものが多い。これは街路樹の植栽整備する際に、一般的なものに倣った形で植栽をしたためであるが、樹木管理指針の策定委員会においても今後は川口らしさを出そうと計画している。街路樹の中には生育限界を迎えているものや樹形が悪化しているものについては植替えを含めて、再整備時期となっているのではないかと思う。この点、世界的には地球温暖化対策のため、樹冠拡大の必要性が高まっており、街路樹に適した樹木の生産を行っている国もある。川口もこれまでの樹種選定の方法を見直し、街路樹に適した樹木の生産も検討していくことが重要と思う。今後公園や公共施設の樹木管理指針の策定をすすめていくことでより良い都市整備につながると期待している。

委員 今の委員の目的を持って樹木管理指針の策定を進めるという視点は、市民への説明という観点からも重要と感じる。

委員 その通りである。樹木を管理するルールを決めることで市民からの苦情の対応という点でも生かせると思う。

委員 これまでに植栽してきた街路樹以外のものを植えれば川口らしさが出るのではないか。外国では樹種の選定や剪定に独自性がある。例えばオリーブ、モクセイ等は環境にも良いし、あまり街路樹で使用しているのは見かけないため適しているのではないか。専門家の意見も生かして地域ごとに目的を持って街路樹の整備を進めるべきだと思う。

議長 ご提言のあった点を意識して事務を進めていただければと思う。続きまして、「議題（１）報告事項、④第２次緑の基本計画における進捗管理について」事務局に説明を求める。

事務局 資料の報告事項④に基づき、説明。

議長 ただいまの報告に対し質問等はあるか。

委員 資料にボランティアの担い手を増やしていきたいと記載があるが、みどり課のホームページにはボランティアについての記載がない。ホームページで案内してはどうか。

事務局 検討する。

- 議 長           ご説明のあった生き物調査の結果はどうであったか。
- 事 務 局           自然保護対策室が所管して行ったもので、広報かわぐち2月号に報告の掲載があるのでご覧いただきたい。
- 委 員           本日の埼玉新聞にも掲載があった。ボランティアが高齢化しており、地元の中学生在が協力してくれることもあるが、入会にはいたらず苦慮している。市としてボランティアの募集の案内をしてもらいたい。
- 事 務 局           他自治体の事例も参考に検討する。
- 委 員           埼玉県「花と緑の振興センター」ではボランティア養成講座を定期的に行っているため、積極的にご利用いただきたい。
- 議 長           この問題は退職後にボランティア活動を始めると多く、その場合すぐに高齢となってしまう先細りしてしまうことが要因としてある。今説明のあったように横のつながりを意識して取り組むことが重要である。  
                  続いて「議題（2）審議事項、①保存樹木の指定について」事務局に説明を求める。
- 事 務 局           資料②に基づき、説明。
- 議 長           ただいまの議題について質問等はあるか。  
                  2本セットのような珍しい樹形に思うがなにか特殊なものなのか。
- 事 務 局           樹木が2本並んで配置されているだけであり特段の意図はないと思われる。
- 委 員           写真の樹木の幹が白くなっている部分は何か。
- 事 務 局           現地確認したところ、幹の外皮がはがれているもので、病気や虫等の被害や表面の角質化は見られなかった。また、樹皮の性質状、外皮がはがれることは往々にしてあり、今回の事例は樹木の生育に支障ないものと思われる。
- 議 長           本議題を承認いただけるということによろしいか。
- 委員一同           異議なし。
- 事 務 局           資料2-②に基づき、説明。
- 議 長           ただいまの報告に対し質問等はあるか。
- 委 員           補助対象は「要件のいずれにも該当するもの」との前提であるが、指定要綱第3条（2）の要件では、賃貸物件ではほとんどが対象とならないということになるかと思うがその解釈によろしいか。賃貸物件においても対象とな

り得るものはあるか。

事務局 条文中の「いずれにも」という表現は不適切であるため、削除する方向で検討する。しかし、補助対象として想定しているのは分譲物件のようなものであり、賃貸物件については対象外と考えている。

議長 指定要綱第3条（1）の「目視することが可能であり」という内容を要件に追加した場合、既存の補助対象としているものの中で、既存不適格となるものはないのか。

事務局 既存の共同住宅において指定されている保存樹木の中ではないと思われる。

議長 共同住宅についてはということかと思われるが、戸建ての場合には目視の可否を問わないとなると、共同住宅との補助基準が異なってしまう一貫していないように感じる。この点について、なにか検討していることはあるか。

事務局 ご指摘いただいた既存の戸建て等の補助対象案件の中で、目視の可否は把握できていない。今後ご指摘の内容を踏まえ、既存の補助対象案件が不適格になるかどうか検討し、条文の表現を工夫していく。

議長 今回の変更内容は保存樹木と保存生け垣についてであると認識しているが、保全緑地についての変更点はあるか。

事務局 今回の変更内容は保存樹木と保全緑地どちらも包括しており、隣地境界か5m以内かどうかという点も含め、保存樹木、保存生け垣、保全緑地のすべてにあてはまるものである。

議長 これまでは、保全緑地は隣地境界から5mまでの部分しか対象となっていなかったのか。

事務局 その通りである。

議長 これまでの保全緑地における補助金の活用状況はどうであったか。

事務局 毎年数件の申請が出されている。

委員 さきほどの補助対象の話で、賃貸物件は対象外という説明があったが、どういう理由か。

事務局 事務処理要領第3条（3）に、営利目的のものは対象外とあり、賃貸物件については、営利目的と判断したためである。分譲の物件は営利目的でないため対象とするものとしている。

委員 景観という意味で考えると、賃貸物件の中にも、公共性に寄与できている

ものがあり、そういった案件を対象にしても良いかと思う。

委員 今回の改正案を今回申請のあった樹木14本にあてはめるとどうなるのか。

事務局 目視でき、周辺の都市環境へも貢献していると思われるため、新しい指定要綱に適合していると考えている。

委員 前回の緑化対策委員会での議論は、敷地内にある樹木については外部からの視認の可否ではなく、近くで視認できるかどうかという議論であったと思うがどうか。

事務局 前回、たしかに近くでの視認についてのご意見があったが、外部から視認できるかどうかという点でも議論があったため、その点について焦点をあてた表現とした。

議長 公開空地から見える場合も対象となるという解釈でよいか。

事務局 対象となると考える。また、公開空地でなくとも外部から視認でき、かつ周辺環境に貢献していれば対象とする。

委員 話が戻ってしまうが、分譲住宅の場合に、保存樹木を整備したことによって物件に付加価値が生じ、それにより利益が出た場合は営利目的と考えるのか。

事務局 その場合は営利目的とは考えない。その土地の主たる使い方として営利目的かどうかで判断する。

議長 保全緑地について、今後公開を検討している部分もあると緑の基本計画の報告であった。それを踏まえ、今後は保存樹木や保全緑地をどのように活かすかといった全体的な方針や指針のようなものを策定したほうが良いのではないか。

事務局 検討する。

議長 続いて、「議題（3）その他の事項」について事務局に説明を求める。

事務局 資料その他①・②に基づき説明。

議長 ただいまの報告に対し質問等はあるか。審議事項ではなく報告事項か。

事務局 報告事項である。

議長 当初指定から30年経過した生産緑地について、特定生産緑地へ移行をする場合と廃止する場合とあるが、廃止による緑地の減少への対策についてな

にか検討しているか。

事務局 緑の基本計画の進捗報告にもあるように、プロジェクトチームを作成し検討中。当初指定から30年経過し廃止する場合の手続きに行政への買取申し出が必要である。そのタイミングで、適した場所があれば公有地化していくことを検討している。

委員 イチリンソウの生息地を公有地化し保護してほしい。また、崖となっている箇所についても事故の恐れがあるため、公有地化して適切に保護管理してほしい。

事務局 検討する。

議長 30年経過時の措置として特定生産緑地への移行と廃止の2通りでは両極端すぎるため、折衷案があれば廃止を検討している場合においても少しでも緑地を残せて良いと思う。また、特定生産緑地に移行した場合に、その期限である10年後にも同様の問題があり、以後も緑地が減り続けてしまう。そういったことについての対策も検討してもらいたい。

事務局 検討する。

副会長 閉会挨拶

閉会

以上